# 消費者安全専門調査会の 今後の進め方(案)

「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」報告書における今後の課題

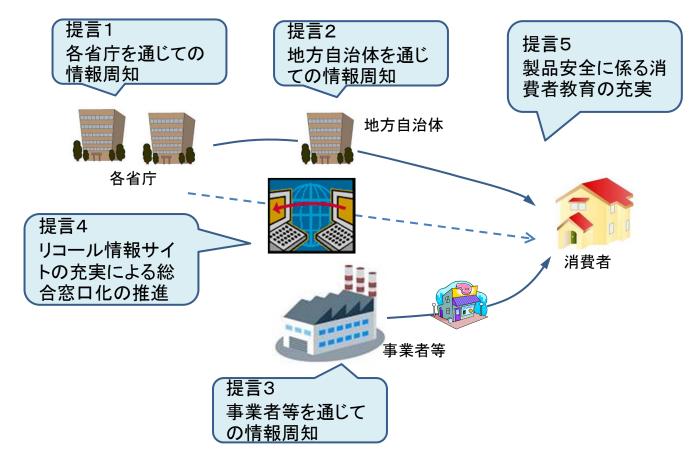
平成25年5月13日

消費者委員会事務局

## 1. 製品安全に関する建議の概要



『消費者基本計画』の消費者政策の重点として、消費者安全専門調査会では、 「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」につい て検討し、製品の回収措置に関する情報や注意喚起の情報を的確かつ分かりや すく消費者に伝える仕組みの構築、事故の未然防止のあり方について提言した。

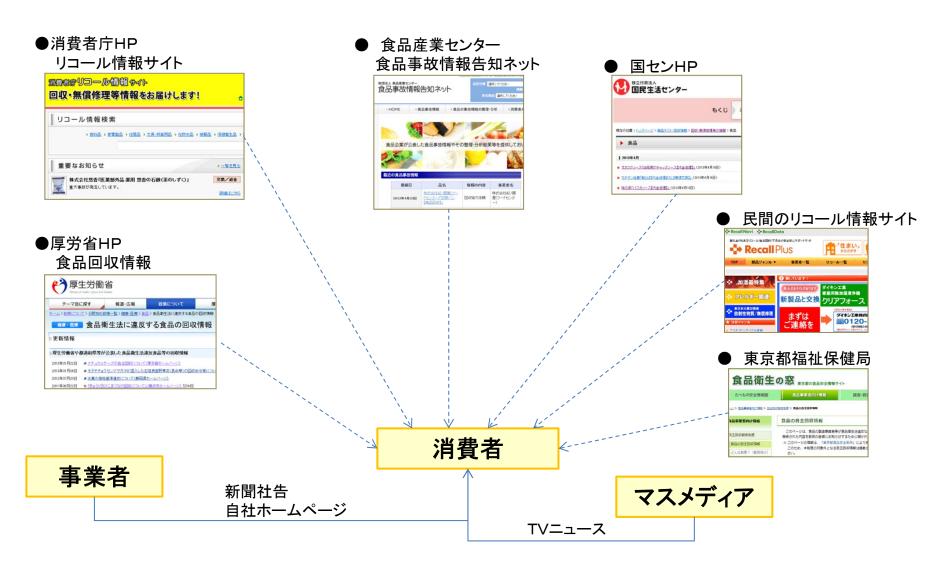


消費者委員会(本委員会)にて8月までに建議フォローアップを行うこととする。

## 2. 食品リコールに関する消費者への情報開示状況



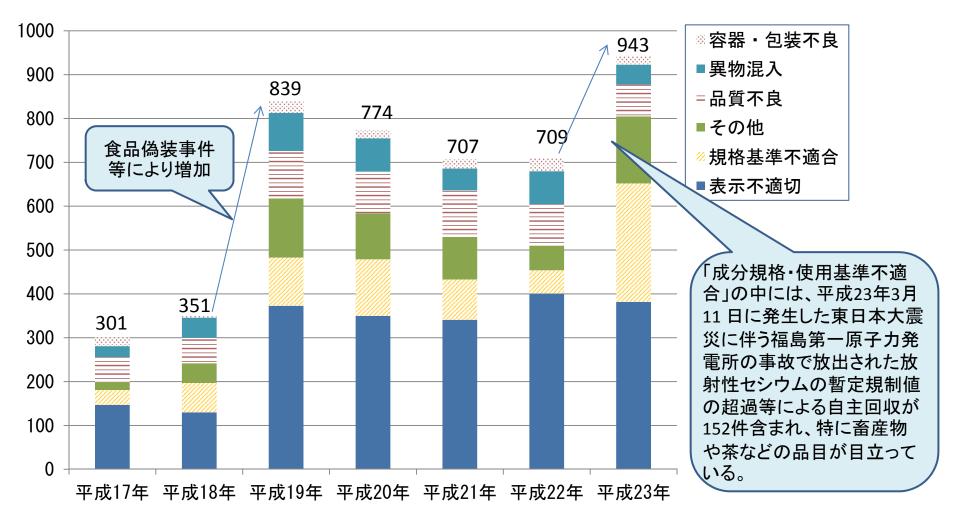
リコール情報は、行政や都道府県保健局、業界団体など様々なホームページに掲載されているが、 全ての案件(法令に基づく回収、自主回収)を体系的に整理されたページがあるかは不明である。



## 3. 食品リコールの自主回収件数推移



①農林水産消費安全技術センター(FAMIC)のホームページにおいても、食品リコールの情報を確認できる。表示不適切から異物混入等、様々な理由で回収されている。



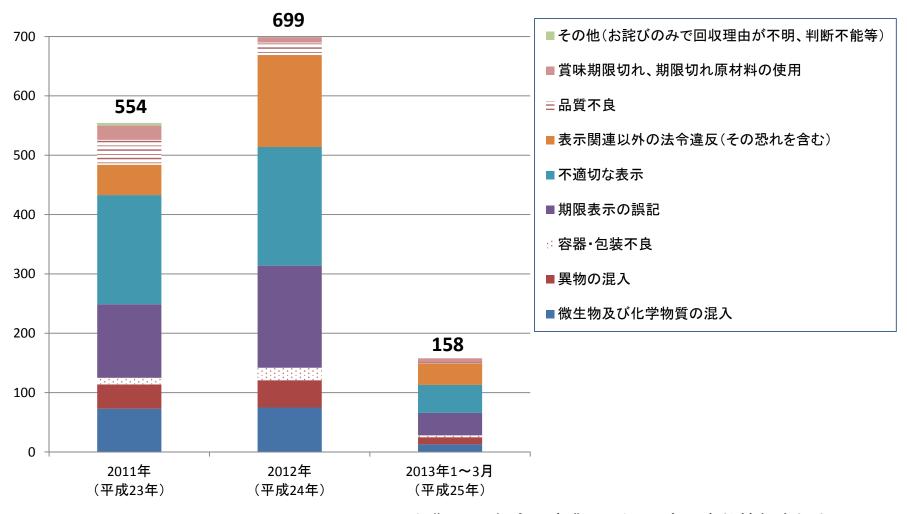
出典元: 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

※件数のカウント方法は参考資料2参照

## 3. 食品リコールの自主回収件数推移



②(財)食品産業センターの食品事故情報告知ネットも同様、回収情報を確認できる。 前述の件数とは異なっており、また、「リコール実施の理由」の分類の方法も出典元により異なる。

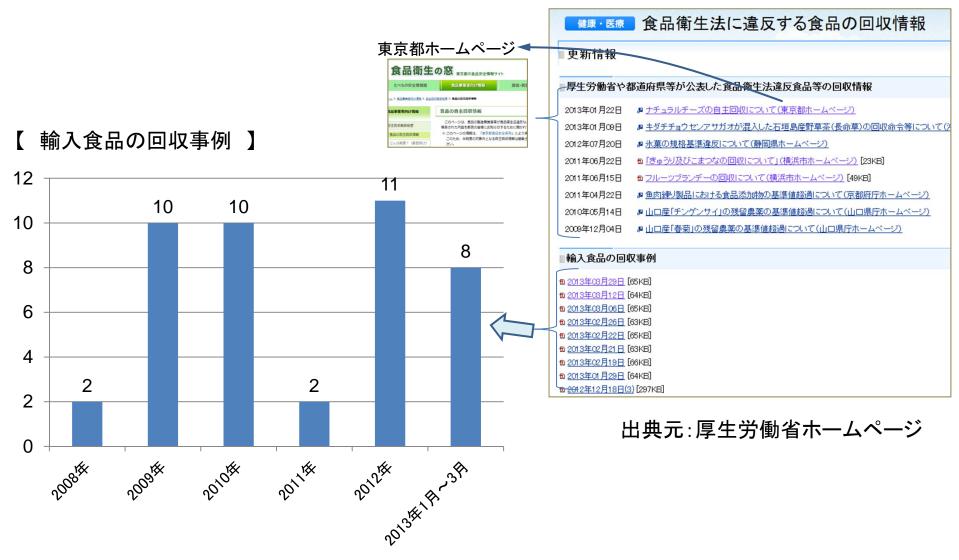


出典元:(財)食品産業センター 食品事故情報告知ネット

## 4. 法令に基づく回収件数推移



輸入食品において食品衛生法違反での回収事例・件数は、厚労省のホームページで把握できる。 しかし、厚労省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報は、各都道府県ホームページにリンクしており、全体を把握することは難しい。



## 5. 今後の進め方(案)



#### ■テーマ:

#### 食品リコールの現状を把握して整理

#### ■目 的:

「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」に ついては、消費生活用製品が中心の審議であり、食品や自動車、市販医薬品 などの検討が今後の課題であった。

今回は、その課題のうち、食品について行政、事業者及び消費者団体等から広くヒアリングし、その現状を把握したうえで、課題を整理する。

#### ■ヒアリング項目:

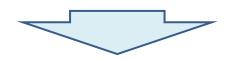
- ①食品リコールは、どういう基準・判断で行われているか。
- ②食品の特性に応じた製造事業者の食品リコールへの取組みと、その課題。
- ③食品の特性に応じた流通事業者の食品リコールへの取組みと、その課題。
- ④食品の特性に応じた消費者への情報周知は、どうあるべきか。

## 5. 今後の進め方(案)



### ■スケジュール

	開催日	議事
第22回	平成25年5月13日 15:30~18:00	①事務局から概要説明 ②消費者庁 食品表示課並びに、厚生労働省による 食品リコールに関するしくみ説明 ③東京都福祉保健局食品監視課への現状ヒアリング
第23回	6月	ヒアリング対象予定 ・地方公共団体
第24回	7月 - のペースで 開催	• 流通事業者
第25回	8月	・消費者団体 などに対し現状をヒアリング



8月末: 本委員会で報告予定

## 6. 調査審議メンバー



消費者安全専門調査会委員に、食品関係の知見がある2名を臨時委員に加え調査会を進める。

#### ●消費者安全専門調査会委員

座 長 松岡 猛 宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻客員教授 座長代理 中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

専門委員 内堀 伸健 日本生活協同組合連合会執行役員品質保証本部長

専門委員 片山 登志子 特定非営利活動法人消費者ネット関西専務理事

専門委員 齋藤 憲道 同志社大学法学部教授

専門委員 佐野 真理子 主婦連合会事務局長

専門委員 佐竹 愛子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者相談室副室長

専門委員 田澤 とみ惠 公益社団法人全国消費生活相談員協会参与

専門委員 鶴岡 憲一 元読売新聞東京本社編集委員

専門委員 中嶋 洋介 一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事

専門委員 中村 晶子 弁護士

専門委員 中村 均 TOTO株式会社顧問

専門委員 横矢 真理 特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長

●臨時委員(2名)

①戸部依子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費生活研究所 所長

愛知県豊川保健所長

②澁谷いづみ

●消費者委員会担当委員

小幡 純子 上智大学法科大学院教授

夏目 智子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長



## (参考資料)

10 消費者委員会事務局



#### ■ヒアリングのイメージ 行政 C:法令違反なし、健康危害高い。 A:法令違反あり、健康危害高い。 流通事 業者 製造事 例:ごく微量のアレルギー物質が混入 業者 例:食中毒菌が発生した。 (コンタミネーション)していた。 消費 者 健康危害の度合い グレ D:法令違反なし、健康危害低い。 B:法令違反あり、健康危害低い。 例:食衛法違反の物質(食品添加物・ 例:毛髪(軟質異物)が混入していた。 残留農薬等)が基準以上検出された。

低

なし

法令(食衛法等)違反 有無

あり

法令違反有無軸と健康危害度合い軸で分類しグレーゾーンをヒアリングにより現状を把握



#### ■健康危害の程度について

●(財)食品産業センター

食品企業の事故対応マニュアル作成 食品等の回収情報 のための手引き

●長野県WebSite信州

●アメリカ農務省食品安全・検査部

Food Safety and Inspection Service

健康危害の度合い

クラス1

事故が重篤な健康危害 または死亡の原因とな る恐れを有する場合

ただちに重篤な健康被害 を発生させる可能性のあ るもの

クラス I

死亡あるいは重篤な健康被害を引 き起こす食品を摂取することによっ て、合理的な因果関係がある健康 被害

クラス2

事故が一時的または治癒可 能な健康危害の原因となる 可能性はあるが、重篤な健 康危害の恐れは無いとい考 えられる場合

アレルギー物質を含む食 品の表示に関わるもの

クラス II

食品を摂取することによって、健康 への悪影響を及ぼす潜在的な因果 関係がある健康被害

クラス3

通常は、危害発生の可 能性がない場合

通常重篤な健康被害の発 生は考えられないもの

クラス皿

健康への悪影響を引き起こす恐れ のない食品を摂取する状態

低